

議案第九十一号

港区立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立学校設置条例の一部を改正する条例

港区立学校設置条例（昭和三十年港区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

同 芝浦幼稚園

同 芝浦三丁目一番二十号

を

同 芝浦幼稚園

同 芝浦四丁目八番十八号

に、

同 港南幼稚園

同 港南四丁目三番二十九号

を

同 港南幼稚園

同 港南四丁目三番二十七号

に改める。

別表第二中

同

芝浦小学校

同 芝浦三丁目一番二十号

を

同 芝浦小学校

同 芝浦四丁目八番十八号

に改める。

付 則

この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定のうち港区立港南幼稚園の位置に係る部分は、港区教育委員会規則で定める日から施行する。

(説明)

芝浦幼稚園、港南幼稚園及び芝浦小学校の改築工事の終了に伴い、位置を変更するため、本案を提出いたします。